

2019（平成31）年度神奈川大学大学院入学資格審査（個別の入学審査が必要な方対象）について

学校教育法施行規則第155条第1項第8号または第156条第7号の規定（個別の入学資格審査）により本学へ出願する者については、事前に個別の大学院入学資格（出願資格）審査を受け、入学資格を認められた場合に限り出願できるものとします。

1. 入学資格審査の対象者

学校教育法施行規則第155条第1項第8号の規定により本学大学院へ入学意思のある者で、平成31年3月31日までに22歳に達する者。または、学校教育法施行規則第156条第7号の規定により本学大学院へ入学意思のある者で、平成31年3月31日までに24歳に達する者。

2. 申請書類

①入学資格審査申請書（本学所定様式）

②最終出身学校等の教育内容等が客観的に確認できるもの

- ・学校案内、学則、カリキュラム、卒業に必要な総授業時間数等が確認できるもの

③平成31年3月31日までに22歳または24歳に達することを確認できる書類

- ・運転免許証、健康保険証など生年月日が確認できるものの写し

※他の申請書類にて生年月日が客観的に証明できるものであれば、提出の必要はありません。

④本学が審査に必要と判断した書類（事前相談の際に指定します）

- ・学習歴の証明書等

各教科・科目の学習記録等が含まれているもので、最終出身学校等の「卒業（見込）証明書および成績証明書」または「調査書」など。

- ・社会での実務経験等が客観的に確認できる書類等

実務経験の期間および内容を証明する記載が含まれているもので、大学を卒業した者と同等以上の学力があると客観的に確認できる資格取得証明書など。

- ・その他

※提出いただいた書類等は、原則としてお返しいたしません。何卒ご留意ください。

3. 申請手続き（事前相談および審査申請期限）

①[事前相談] 審査を希望する者は、下記事前相談期限までに本学入試センターまで電話または窓口まで申し出て、申請のための手続について指示を受けてください。

②[審査申請] 事前相談後に本学が指定する申請書類を、下記審査申請期限(必着)までに「簡易書留速達郵便」にて送付してください。

※申請書類を郵送する封筒の表面に「入学資格審査申請書類在中」と朱書きしてください。

送付先（相談先）〒221-8624 横浜市神奈川区六角橋3-26-1

神奈川大学入試センター 大学院担当

電話 045-481-5857 FAX 045-481-5759

窓口取扱時間 8:30~16:30（土・日・祝日、大学休業日を除く）

《事前相談および審査申請期限》

研究科	試験種別	期 限
法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 外国語学研究科 人間科学研究科 歴史民俗資料学研究科	秋季	6月29日（金）
	春季	11月30日（金）
理学研究科 工学研究科	秋季	5月30日（水）
	春季	11月30日（金）

4. 審査内容

- ①申請者の各種学校等における学習歴などに基づいて、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査します。
- ②申請者の社会における実務経験や取得した資格などに基づいて、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査します。

5. 審査方法

入学資格審査は、原則として書類審査により実施します。

6. 審査結果の通知

入学資格審査の結果については、申請者に郵送により通知します。入学資格（出願資格）を認められた者には、「神奈川大学大学院入学資格認定書」を交付します。

7. 神奈川大学大学院入学試験の受験について

「神奈川大学大学院入学資格認定書」を交付された者は、認定書に記載された入試種別を受験することができます。出願の際は、必ず「神奈川大学大学院入学資格認定書」の写しを、出願書類に添付してください。

また、当該入学資格審査の申請において既に提出した書類（証明書等）と大学院入学試験の出願において提出が必要な書類を併用することは出来ません。ご留意のうえ、改めてご用意ください。

8. その他

学習歴等が修得見込みで入学資格の認定を受けた者が、認定を受けた年度内に当該学習歴等の修得に至らなかったときは、入学資格の認定は効力を失います。